

稲敷市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に関する協定書

稲敷市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
とは、気候変動適応法第21条第3項の規定及び、持続可能な地域づくりの推進に関する包括連携協定第2条第4号の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設のクーリングシェルターとしての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の目的となるクーリングシェルター）

第2条 クーリングシェルターは、次のとおりとする。

施設名

所在地

（開放可能日等）

第3条 クーリングシェルターの開放可能日等は、次のとおりとする。

開放可能日等 午前 時から午後 時まで（ただし、休業日は除く。）

（可能であると見込まれる人数）

第4条 クーリングシェルターに受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次のとおりとする。

受け入れることが可能であると見込まれる人数 人程度

（クーリングシェルターの管理）

第5条 クーリングシェルターの管理について必要な事項は、次のとおりとする。

- （1）第3条に定める開放可能日等においては、暑熱を避けるために避難をする者が自由に出入りすることを可能とする。
- （2）乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定めるクーリングシェルターの基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。
- （3）甲は、対象施設の供用部分について、クーリングシェルターとして住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第6条 甲は、茨城県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに乙に伝達するものとする。

2 乙は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第3条に定める開放可能日等において、対象施設のうち供用部分を一般に開放するものとする。

3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、乙においてこれを行うものとし、必要に応じ甲に協力を求めることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第7条 乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第3条に定める開放可能日等において、対象施設のうち供用部分を一般に開放にするよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日からその日以降に最初に到来する3月31日までとする。ただし、当該期間の1か月前までに、甲又は乙からクーリングシェルターの指定解除の旨の申出がない場合は、同一条件をもって1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 本協定について、変更若しくは疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙が記名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙